

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------|
| 9 | 後期高齢者医療に関する市町村事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和3年12月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・後期高齢者医療制度被保険者資格の管理 ・後期高齢者医療被保険者証等の交付 ・後期高齢者医療に係る各種申請・届出の受付 ・後期高齢者医療に係る証明書の発行 ・後期高齢者医療の賦課に関する事務 ・後期高齢者医療の徴収に関する事務 ・制度に関する広報及び窓口相談 ・情報提供に必要な情報を「副本」として保持する |
| ③システムの名称 | 1. 後期高齢者医療システム 2. 愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第一の59の項 内閣府・総務省令第5号 第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二82の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二83の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 保険医療課 |
| ②所属長の役職名 | 保険医療課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒470-2392 武豊町役場 総務部 総務課 庶務担当 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111 ファクス:0569-74-0778 E-mail: somu@town.taketoyo.lg.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒470-2392 武豊町役場 総務部 総務課 庶務担当 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111 ファクス:0569-74-0778 E-mail: somu@town.taketoyo.lg.jp |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月16日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月16日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成29年4月1日 | 5-②評価実施機関における 担当部署 所属長 | 保険医療課長 岩川 佳弘 | 保険医療課長 松本 由美子 | 事後 | |
| 平成29年5月1日 | 1-③特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称 | 1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー | 1. 後期高齢者医療システム 2. 愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー | 事後 | |
| 平成31年3月29日 | 5-②評価実施機関における 担当部署 所属長 | 保険医療課長 松本 由美子 | 保険医療課長 | 事後 | |
| 平成31年3月29日 | IV リスク対策 | | 追加 | 事後 | |
| 令和2年3月30日 | 再実施 II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 3) 1万人以上10万人未満 平成27年12月1日時点 平成27年12月1日時点 | 2) 1,000人以上1万人未満 令和2年3月16日時点 令和2年3月16日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月15日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二82の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二83の項 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二82の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二83の項 | 事後 | |